

智頭町住民票の写し等本人通知制度の実施について

1・制度の概要

この制度は、住民票又は戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、その通知をするものです。

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑制する効果が期待されます。

2・施行日

平成22年4月1日

3・登録できる人

- ① 本町の住民基本台帳に記載されている人(住民基本台帳から除かれた人を含む)
- ② 本町の戸籍に記載されている人(戸籍から除かれた人を含む)

4・登録手続(受付・登録期間)

制度の利用を希望する方は、本人確認書類(運転免許証・住基カード・旅券等)を持参の上役場窓口で登録の手続を行ってください。

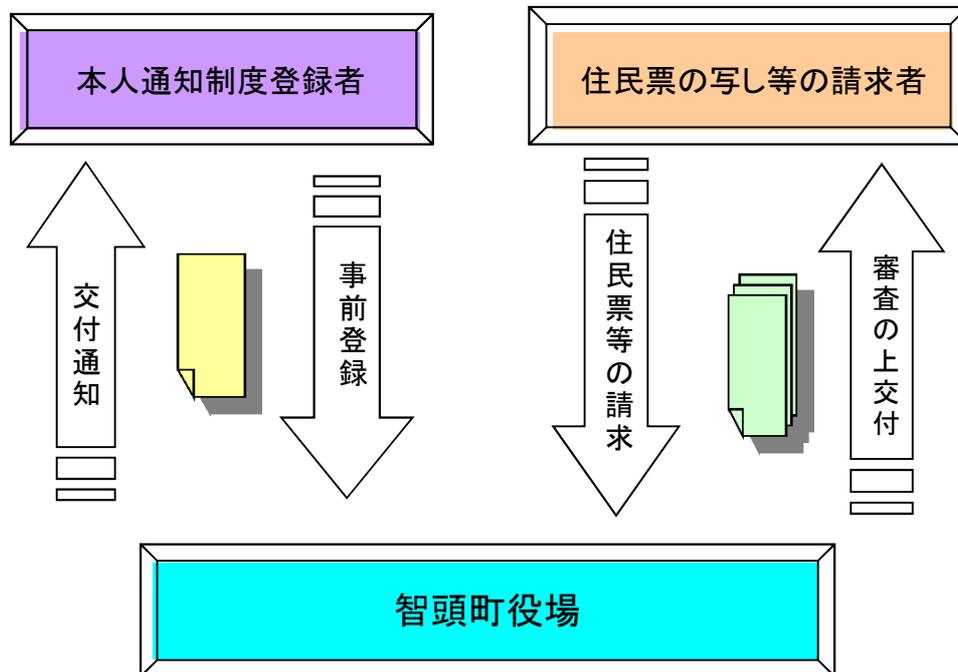
5・通知内容

- ① 証明書の交付年月日
- ② 交付した証明書の種別・交付枚数
- ③ 交付請求者の種別(代理人・第三者等)

6・登録事項の変更及び廃止の届出

登録事項に変更が生じた場合又は登録を廃止したい場合は、本人通知制度登録事項兼廃止届出書を通知してください。

7・登録から通知までの流れ



8・制度に関する要綱等

智頭町住民票の写し等本人通知制度の実施要綱などが必要な場合は、下記のファイルをダウンロードしてご利用ください。

- ◆智頭町住民票の写し等本人通知制度の実施要綱
- ◆様式1(第4条関係)
- ◆様式3(第8条関係)
- ◆様式4(第10条関係)